第十七条　（略）

２　（略）

３　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十　（略）	（略）
十の二　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
十の三　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車に係る試験に限る。）	二十七万円
十の四　保安基準第八条第七項に係る試験	（略）
十一～百三十二　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の四	（略）
第十号の二、第十号の四及び第七十七号	（略）
（略）	（略）

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十　（略）	（略）
十の二　保安基準第八条第六項に係る試験	十八万七千円
十の三　保安基準第八条第七項に係る試験	（略）
十一～百三十二　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の三	（略）
第十号の二、第十号の三及び第七十七号	（略）
（略）	（略）

第十七条　（略）

２　（略）

３　圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。